1.適用範囲について

挙式・結婚披露宴を除く宴会・催事及び宴会場のご利用(以下、宴会等と称します)で会場をご利用になる場合に当ホテルがお客様と締結する契約(以下、宴会等契約と称します)は、この規約の定めるところによるものとします。なおこの規約に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2.宴会等契約のお申込みについて

当ホテルでは宴会等契約のお申込みを賜る場合は、次の事項を確認させていただきます。 a.宴会等の主催者住所並びに宴会名

b.宴会等の開催日及び人数

c.宴会等の内容

d.その他当ホテルが必要とする事項

3.ご契約の成立について

宴会等の契約は当ホテルが前条のお申込みを受諾したときに成立するものとさせていただきます。なお、申込金の額は宴会等の内容により当ホテルより提示させていただきます。

4.宴会時間と追加料金について

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間と称します)は、所定の会場費をお支払い頂きます。事前準備に1時間以上要する場合、または宴会時間を超過した場合は、料金表所定の追加会場費を頂戴いたします。ただし、次の会場使用時間との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございます。

5.内容および人数の確定について

ご用意するお料理等の内容および人数は、宴会場等のご利用日の10日前までに確定させていただきます。人数等に変更がある場合はご利用日の3日前までにご連絡下さい。その後は、お料理等の内容の変更に応じられないことがあります。また、人数が減少されても、その確定人数分の料理料金をお支払いいただきます。

6.料金のお支払いについて

室料、料理代金等お打合せ済みの見積り総額を、原則として利用日の7日前までに内金としてお支払いいただきます。宴会場等のご利用終了後にお支払済みの金額に不足が生じたときは、原則として当日中にお支払いいただきます。

7,取消料と期日変更料について

すでにご予約いただいた宴会等をお取消しまたは開催期日を変更される場合には、下記の取 消料または期日変更料金を申し受けます。

「取消料と期日変更料」

通知を受けた日 開催日 120 日前~61 日前まで 開催日 60 日前~31 日前まで 開催日 30 日前~15 日前まで 開催日 14 日前~ 6 日前まで 開催日 5 日前~ 前日まで 開催日当日

取消料: ご予約会場の申込時間・会議室料の 10% 取消料: 上記同条件 30% 取消料: 上記同条件 50% 変更料: 上記同条件 10% 取消料: 見積金額の 50% 変更料: 見積金額の 30% 取消料: 見積金額の 80% 変更料: 見積金額の 50% 取消料及び変更料: お見積金額の 100%

期日変更料は別日程日にて、当ホテルでの開催が確定している場合、適用されます。

取消日に関わらず手配済みのものは実費を申し受けます。取消料及び変更料には消費税が加算される場合がございます。

8.駐車場のご利用について

宴会等にご出席のお客様がホテル提携駐車場を利用される場合には、一律1台2時間までの無料券をご用意いたします。展示会・会議でのご利用のお客様が駐車場を利用される場合の駐車料金は、すべて自己負担とさせていただきます。なお、当ホテルでは、「飲酒運転撲滅運動」を推進しており、酒気を帯びて運転されるお客様への発券はお断りいたします。別途1日駐車場利用券(有料)の販売も承っております。

9.装飾・余興等のご手配について

宴会等に関連する設営・装花・音響・照明・余興・レセプタント・記念品等につきましては、 当ホテルより各々の指定取り扱い会社に手配させていただきます。お客様が当ホテルの指定す る取り扱い会社以外に直接依頼される場合には、宴会を円滑に運営するために当ホテルに事前 にご連絡いただき当ホテル了解の後にお手配されますようお願い申し上げます。

10.直接ご依頼の取り扱い会社に対する説明について

当ホテル了解のもとに直接お客様がご依頼された取り扱い会社が行う宴会等に関連する装飾・余興等の機器及び機材の搬入・搬出または看板等のサイズ、取り付け方法、設置場所の設定につきましては、ホテルの美観・導線等を踏まえたうえ一定のルールにのっとり実施していただきますよう当ホテルが取り扱い会社の方々にご説明申し上げます。

11.損害賠償及び免責事項について

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様が直接ご依頼された取り扱い会社の方々は、当ホテルの施設・什器備品等を損傷しないよう充分にご注意ください。もし施設・什器備品等に損傷が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理していただくか、またはその損害賠償金(休業補償金を含む)をご負担していただきます。

当ホテルの施設利用に際し、お客様のお持込みの備品、商品、その他の物品は、お客様の責任のものに監視することとし、その破損又は盗難に対してホテルは一切責任を負いかねますのでご了承ください。

12.禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となりますのでご遠慮願います。

a.法令または公序良俗に反する行為

b.導犬・介助犬・聴導犬以外の犬・猫・小鳥その他の愛玩動物・家畜類の持ち込み

c.発火または、引火性の物品など危険物の持ち込み

d.悪臭を発するものの持ち込み

e.賭博等、風紀を乱す行為または他のお客様のご迷惑になる言動

f.当ホテルの備品の移動

g.ご予約時の使用目的以外のご使用

13.その他、法令で禁じられている行為

ホテルよりの宴会等契約の解約について当ホテルは次の場合において、ご宴会等のお申込みをお断りするか、またはすでにご契約いただいている宴会等契約をお取消しさせていただきます。なおこの場合、損害賠償等のお支払いはいたしかねますのでご了承ください。なおお申込金、前払金につきましては、すでに手配済み実費諸費用を差し引いてご返金いたします。a.お客様及び宴会等への出席者が、法令の規定、公序良俗に反する行為をするおそれがあると当ホテルが判断した場合。または同行為をしたと認められるとき、及び他のお客様にご迷惑をおかけすると当ホテルが判断したとき。

b. 宴会等に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

c.上記 1~12 の規約に違反する場合、あるいはそのおそれがある場合。

d.お客様及び宴会等への出席者が、他のお客様の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症者と明らかに認められる場合。

e.天災地変、火災、暴動、官公署の命令、その他やむを得ない事情により宴会場を使用するこ

とができない場合、あるいは宴会等の実施が不可能になるおそれが極めて大きい場合。 f.契約者並びに宴会場の出席者(主催者及びそのスタッフ等関係者を含む)の中に次の事由に

ア)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」 と称します)

ィ)暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体。

該当する者がいると当ホテルが判断した場合。

ウ) 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当するものがいるとき。

14.事前打合せのお願い

主催者は展示会レイアウトを決定される前に、催し物に関する法令等に基づき当ホテル担当者と細目にわたりお打合せ願います。

a.搬入・搬出及び施工の貴社施工担当責任者、運送会社名、車種及び運搬車台数、設営会社名、 設営要員数及び徹夜作業員(仮宿泊者含む)を前もってお知らせください。

b.主催者は施工日より 10 日前までにホテル担当者へ、会場平面図及び電気配線施工図を各 2 部ご提出ください。図面提出時にホテル側技術員と電気配線に関してお打合せ願います。

c.宴会場区域へ設置される看板、案内板等につきましては、その場所、時期、寸法表示内容につき事前に係員とお打合せ願います。宴会場区域外の案内看板は固くお断りいたします。

15.搬入(出)時・会場設営時のお願い

a.当日、入館手続きは、1階中央管理室に届け出の上、入館パッヂをお受け取りください。b.設営器材及び展示品の搬入・搬出の際、貴社責任者は開始前にご来館の上完了までご監督ください。設営要員は当方所定のバッヂをつけて節度ある服装にて施工くださるようお願いいたします。なお休憩所、喫煙所、手洗所は当方にて指定させていただき施工に要するスペース以外の立ち入りは、ご遠慮願います。

c.搬入・搬出の開始及び終了時間は打合せ通りにお願いいたします。ただし、ホテルの都合により、搬入・搬出時間を変更する場合がございますので予めご了承ください。なお、搬入・搬出の順路はホテルが指示させていただく通りにお願いいたします。

d.搬入・搬出及び設営の際は建物・カーペット・什器備品を損傷しないようあらかじめ板もしくはキャンバスなどの保護用具を敷くなど充分な処置を行ってください。カーペット・壁・天井等へのガムテープの使用は一切できません。

e.ご利用期間中(搬入・施工・搬出時を含む)の室内清掃は、主催者側にてお願いいたします。 飾り付け及び展示会終了後、あらごみ、ダンボール箱等の片付けは、主催者側にてお願いいた します。

f.会場内の管理と出品物の保全につきましては、主催者側の責任においてお願いいたします。 g.宴会場は下記の搬入・搬出口がご利用いただけます。

宴会場搬入間口 110cm×192cm

h.搬入・搬出の際のエレベーター専用使用については、使用時刻を前もって係員とお打合せください。また、当日は開始より完了まで必ずお立ち会いいただきます。なお搬入・ 搬出に使用できるエレベーターの大きさは下記の通りです。

エレベーター間口 110cm×高さ 210cm

エレベーター内 巾 180cm×高さ 230cm×奥行き 150cm

i.館内に損傷を与えると予想される施工につきましては、お断りをする場合がございます。パブリックスペースには、ダンボールその他一切の物品を置かないようお願いいいたします。 資材(木材及び板製材料)は展示会搬入口を損傷しない運搬可能なサイズに限らせていただきます。

j.会場内での設営は、組み立て、補修作業程度にとどめ、大規模な工作作業、ペンキ塗りはあらかじめ完了のうえ搬入願います。

k.会場内には必ず 1.8m 以上の主要避難通路を避難口に有効に通じるよう設けてください。また避難上必要な位置に 1.2m 中以上の補助通路を、主要避難通路または避難口に有効に通じるよう設けてください。

1.床、壁、天井等に釘類の打ち込みは如何なる場合にもお断りいたします。なお天井壁面より45cm以上の間をあけて施工してください。

m.施工過程における騒音防止については、特にご注意いただき状況によりましては作業を中止していただきます。

16.催し物に関する法令

a.催し物会場の装飾材料は必ず防災処理済みのものをご使用ください。

(消防法施工令第4条)

b.消防署の許可なくして危険物の持ち込み、喫煙、裸火の使用はできませんので、必ず許可申請を行ってください。(火災予防条例第 23 条)

c.消防、消火、避難、通報の設備、標識、器具の移動や隠ぺいは禁じられております。 (火災予防条例第 54 条)

d.ホテル担当者より「催し物開催届と喫煙許可申請書」を所轄署へ提出いたしますのでお打合 せ願います。(消防署より要請、所定の用紙をホテルで用意いたします。)

17.宴会等規約「災害条項」(災害発生時の対応)

a.台風、地震、竜巻または大雪等の自然災害(以下、「自然災害」といいます。)発生時には、本規約上の他の規定にかかわらず、本条の規定が適用されます。これはお客様、参列者及びスタッフの生命及び身体の安全確保を目的にしたものですので、何卒ご了承ください。

b.自然災害発生時においては、以下の取り扱いといたします。

①自然災害の発生により予定日における宴会等の可否に疑義が生じた場合には、当ホテルに予定通り開催するか日程変更して開催するかを選択する権利が発生することといたします。

②前号規定の権利に基づき当ホテルが日程変更を選択した場合には、予定日における宴会等は中止され、お客様は予定日から2週間以内に、同じく予定日から1年以内で当ホテルがお示しする候補日の中から新たな開催日程をご指定下さい。なお、本号の条件を全て満たして日程変更がなされた場合には、本規約(第7条)の規定にかかわらず、お客様に日程変更料や実費分等のご負担は一切生じません。

③前号にかかわらず、お客様が期限までに新たな変更日を指定せず、または指定した後に本契約を解約する場合には、本契約は終了し、お客様には本規約第7条に規定する「前日解約」時に適用される取消料から半額相当分を減額した金額をご負担いただきます。

④本項第1号規定の権利に基づき、当ホテルが宴会等を予定通り開催することを選択した場合でも、当ホテルは、開催にあたっての安全確保を目的に所要の条件を付加することができるものとします。

c.発生した自然災害が台風の場合には、気象庁より宴会等開始予定時間に「本施設の所在する エリアが暴風圏内にある」旨の予報が出された場合に、当社に予定通り開催するか日程を変更 して開催するかを選択する権利が発生することといたします。当社は、台風の規模や進路及び 施設の安全面等を総合的に考慮した上で、任意に選択できるものとします。

2021.05 改訂

川崎日航ホテル 営業部

〒210-0024 神奈川県川崎市川崎区日進町 1 Tel 044-244-4441 Fax044-244-4444